## ※参考 差押えに関する法令

## 国税徵収法 (昭和三十四年四月二十日法律第百四十七号)

## (差押の要件)

- 第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。
- 一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起 算して十日を経過した日までに完納しないとき。
- 二 納税者が国税通則法第三十七条第一項 各号(督促)に掲げる国税をその納期限(繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限)までに完納しないとき。
- 2 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき国税通則法第三十八条第一項 各号(繰上請求)の一に該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 3 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、 同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

財産の差押	動産又は有価証券の差押	第56条~第61条
	債権の差押	第62条~第67条
	不動産等の差押	第68条~第71条
	無体財産権等の差押	第72条~第74条
財産の換価		第89条~第127条
換価代金等の配当		第128条~第135条